

垂水市長 尾 脇 雅 弥 様

垂水市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 井 上 順 夫

垂水市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年8月6日付け垂総第5880号により諮問のあった件について、次のとおり
答申する。

第1 審査会の結論

垂水市長（以下「実施機関」という。）が行った、平成6年度、平成7年度
国土調査（〇〇字〇〇〇〇〇〇〇-〇）の地籍調査事業測量業務委託書一式が不
存在のため不開示とした決定及び筆界未定理由書を部分開示とした決定は、妥
当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 情報公開請求

審査請求人は、平成30年12月25日付けで、垂水市情報公開条例（平成13年条
例第1号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関へ次のとお
り公文書開示請求を行った。

(1) 平成6年度、平成7年度国土調査（〇〇字〇〇〇〇〇〇〇-〇）の地籍調査
事業測量業務委託書（事業調査事業測量業務仕様書、委託業務契約着手届、
委託業務完了届、成果品納入納品書、工程管理及び検査記録表、検査調書、
委託業務目的物引渡書）の写し。CD、電子データとしてありませんか。

（以下「本件請求①」という。）

(2) 平成6年度、平成7年度国土調査（〇〇字〇〇〇〇〇〇〇-〇）の筆界未定
理由書の写し（以下「本件請求②」という。）

2 不開示決定及び部分開示決定

実施機関は、本件請求①について、保存年限10年により公文書不存在のため、平成31年1月16日付け垂土第4880-1号により不開示決定とした。（以下、「本件処分①」とする。）また、本件請求②について、「平成6年度実施地籍調査の筆界未定地に関する決裁文書及び通知文書」を対象公文書として特定し、筆界未定地に関する通知文書中、土地所有者の氏名、所有する土地の地番、隣接する土地所有者の氏名、隣接する土地の地番、筆界未定地の地番が条例第7条第1号「個人に関する情報」に該当するとして、平成31年1月16日付け垂土第4880-2号により部分開示決定を行った。（以下、「本件処分②」という。）

3 審査請求

審査請求人は、実施機関が行った本件処分①及び本件処分②に対し、平成31年4月23日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第6条の規定に基づく開示請求に対し、実施機関が行った本件処分①及び②について、その取消しを求めるというものである。また、本件処分②について、部分開示された公文書の他に存在するはずの文書を追加で開示することを求めるというものである。

2 審査請求の理由

- (1) 公文書不存在の決定に対して、永久保存とすべき重要な書類であると考えられる。書面やデータとして何か残っていないのか、残すべきと考えるため。
- (2) 実施機関が特定した文書の他に、筆界未定理由書は別に存在しているはずであるため。また、筆界未定地の地番は不開示となっているが、地番というものは法務局の登記簿に記載されている内容で、一般に知りうる情報であるため、開示を求める。

第4 実施機関の主張要旨

1 本件請求①の公文書不存在について

地籍調査の測量委託契約書類の保存種別は、垂水市文書管理規程（平成13年訓令第3号。以下「文書管理規程」という。）別表第2に定められており、第2種10年保存する文書の「7 契約書等で重要なもの」に相当することから、文書管理規程第35条第3項第2号「第2種 10年」の保存区分に該当する。よ

って、当該文書は保存期間が終了した平成18年度に廃棄処分を行ったため存在せず、電子データ等についても、当該年度のフロッピー等記録媒体は存在しないため、不開示とした。

2 本件請求②の公文書の追加開示について

本件請求②に対し、土地所有者個人宛の筆界未定通知書を筆界未定理由書として部分開示を行ったが、実施機関において文書を検索したところ、鹿児島県及び国への認証請求書及び認証申請書内に同名文書が保存されていたことが判明したため、追加で当該文書の開示を行うこととする。

3 本件請求②の部分開示決定について

筆界未定通知書については、土地所有者への不利益処分通知文書であるため、筆界未定となる地番を公開することにより、土地所有者の判別が容易であると判断し、条例第7条第1号の個人に関する情報に該当するとして部分開示とした。

第5 審査会の経過

当審査会における審査の経過は、次のとおりである

令和元年8月6日	諮問書受理
令和元年9月26日	審査会開催（第1回） 実施機関から説明聴取

第6 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の趣旨は、第1条に規定されているように、市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、市政運営の公開性の向上を図り、市の諸活動を市民に説明する義務が全うされるようにし、公正で開かれた市政の実現に寄与しようとするものである。しかしながら、条例第7条本文において、開示請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、その情報を不開示としている。この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの判断に当たっては、当該各号の定める趣旨を十分に考慮しつつ、厳正になされなければならない。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、審査請求人が追加で開示を求める公文書については、実施機関の弁明において今後開示する旨の主張があったこ

とから、本件処分に係る公文書不存在の妥当性及び条例第7条第1号の該当性についてのみ審査、検討する。

2 公文書不存在の妥当性について

- (1) 文書管理規程第35条第3項において、「完結文書の保存区分は、次の各号に掲げる区分とし、その保存種別は別表2に定めるとおりとする。」と公文書の種別に応じた保存期間について規定している。実施機関によると、本件請求①の地籍調査測量委託契約書類一式は、別表2の「第2種 10年保存する文書（税務関係に限り7年）」の「7 契約書等で重要なもの」に相当するものとして運用しており、既に廃棄処分まで行っている。一方、審査請求人は、同表の「第1種 永久保存する文書」として扱うべき重要な書類であると主張する。
- (2) 当審査会は、対象公文書の保有の有無について実施機関から説明聴取及び調査を行ったが、対象公文書が存在していることを確認することはできず、文書管理規程の定めるところにより廃棄処分されたものと推定される。
- (3) なお、本件請求①の公文書の保存期間を永久保存とすべきか10年保存とすべきかの判断は、その公文書の内容や性質、法令等の定め等により実施機関においてなされるものであり、当審査会の審査の範囲に及ぶものではないと解する。
- (4) 以上のことから、実施機関が本件対象文書を保存期間が満了後に廃棄処分したことにより、公文書不存在のため不開示とした本件処分①は妥当である。

3 条例第7条第1号該当性について

- (1) 条例第7条第1号はで、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」については、原則公開しないことができると規定しているが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に

係る部分」は、同号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

- (2) 本件請求②の筆界未定通知書に記録されている土地所有者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号本文に該当する。

また、所有する土地の地番及び筆界未定地の地番は、公にすると土地登記簿に記録されている情報等と照合することにより、当該土地の所有者の氏名及び住所が容易に推測され、その結果、特定の個人を識別することができるものであることから、同号本文に該当するものと判断する。また、本号ただし書のいずれにも該当しないことから、実施機関が部分開示とした決定は妥当である。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

垂水市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 井 上 順 夫

委 員 大 野 友 也

委 員 白 木 修 文